

監事監査報告書

令和3年5月26日

学校法人国際学園
理事会・評議員会 御中

学校法人国際学園

監事 徳永慎一印 

監事  印 

私たちちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人国際学園の寄附行為第17条の規程に従い、学校法人国際学園の令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の、学校法人の業務又は財産の状況について監査を行った。

私たちちは監査にあたり、学校法人国際学園監事監査規程に準拠し、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上